

第34回全国ローターアクト研修会 全国代表者会議について

◎会議進行方法について

今回の代表者会議では、「ロバート議事法」に沿った会議運営を取らせていただきたく存じます。

なお、「ロバート議事法」についての説明を記載します。下記をお読みになられて、当日の会議にご参加いただきますよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。

1) ロバート議事法の基本的原則

下記基本原則をはっきり擁護しており、決められたルールの中での会議運営の時間効率を高め、議決に対する権限を明確にしている。

- (1) 多数者の権利（過半数の賛成）
- (2) 少数者の権利（少数意見の尊重）
- (3) 個人の権利（プライバシーの権利擁護）
- (4) 不在者の権利（不在投票）

2) 進行方法

- (1) 会議前準備の完璧を期す
- (2) 参加者は予め次第および議題に目を通す
- (3) 正・副議長の周到な意思統一が必要
- (4) 議長に発言許可権があり、議長の指名に従って発言する
- (5) 動議提出者は、最初に発言する権利を有する
- (6) 1つの議題で同意見を2度以上発言しない
- (7) 1回の発言は3分以内に心掛ける。
- (8) 発言は、検討中の議題の内容に関するものに限る

3) 補足

意見とは：議題に対しての自分の意見を述べます。

質問とは：議題についての不明点を質問

動議とは：会議の場に意見や決定を求める提案で、意見や質問と違い独立の議案として取り上げて欲しいというものである。

動議が出た場合は賛成支持（セカンド）が必要です。これは、1人しか興味のない議題や動議の審議に時間を浪費させないということです。

動議を進める際には、提案者以外に1人以上のセカンドが必要となります。